

# 労務協会通信

協同組合阪神中小企業労務協会

 TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028  
 URL <http://rokyo.net>

## 雇用調整助成金の助成率の変更などについて

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
 不景気の影響などにより生産量が減少し、従業員を一時的に休業・出向させる事業主に対して助成する「雇用調整助成金」(中小企業は「中小企業緊急雇用安定助成金」)の助成率などが平成25年4月1日以降変更されます。現在受給中、または今後利用をお考えの皆様はご注意ください。

### ① 「雇用調整助成金」と「中小企業緊急雇用安定助成金」の統合

- これまで「雇用調整助成金」の中小企業向けとして助成内容等を拡充してきた「中小企業緊急雇用安定助成金」が、「雇用調整助成金」に統合されます。但し、実質的には制度や名称の統一のみで、助成の仕組みはこれまでと同様です。

### ② 助成率の変更

現 行	変更	平成25年4月1日以降の 判定基礎期間から
大企業：2/3 (3/4) 中小企業：4/5 (9/10)  ( )内は「労働者の解雇等を行わない場合、 障害者の場合」の助成率です。	→	大企業：1/2 中小企業：2/3  「労働者の解雇等を行わない場合、障害者の の場合」の助成率の特例は廃止されます。

●1人1日当たりの上限額は、引き続き 7,870円 です。(毎年8月に改正あり)

### ③ 教育訓練(事業所外訓練)の助成額の変更

- 教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額が以下の通り変更になります。

現 行	変更	平成25年4月1日以降の 判定基礎期間から
<b>【事業所外訓練】</b>  大企業：4,000円 中小企業：6,000円	→	<b>【事業所外訓練】</b>  大企業：2,000円 中小企業：3,000円
<b>【事業所内訓練】</b>  大企業：1,000円 中小企業：1,500円	→	<b>【事業所内訓練】</b>  大企業：1,000円 中小企業：1,500円

※岩手・宮城・福島県の事業所については平成25年10月1日以降の変更となります。

※その他の詳細については労務協会まで。各種助成金の詳細については厚生労働省HPでもご覧いただけます。

#### お知らせ

去る1/31(木)に中小企業センターにて当労務協会の新春交礼会を開催させて頂きました。多くのご来賓の方々、並びに組合員の皆様にご参加頂きました事、改めて感謝申し上げます。その新春交礼会に関するお知らせを労務協会ホームページ(URL <http://rokyo.net>)にて掲載しておりますので、是非ご覧ください。会員専用ページのパスワードは「hrk2009」です。